

(別紙)

諮問番号：令和2年度諮問第34号

答申番号：令和2年度答申第43号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護費返還処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 50万円の借入金（以下「本件借入金」という。）は、請求人名義でローンを組んで支払った請求人の長女（以下「長女」という。）の専門学校の入学金、授業料及び実験・実習料（以下「入学金等」という。）として一時的に借り入れたものであり、これを返還対象とするべきではない。

(2) 長女を振込人とする2万円の入金（以下「本件送金」という。）は、長女からの仕送りであるから、これを返還対象とするべきではない。

(3) 処分庁の職員から、借入れをしてはいけないということは一切聞いていない。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、次の理由により、適法かつ正当である。

(1) 本件借入金は、処分庁の事前の承認を得ていない上、長女が入学金を要した時点において長女は請求人の世帯から転出していたことから、請求人の世帯の自立更生のために充てられる額に該当せず、収入認定の対象となるものであり、また、本件送金も、長女からの「仕送り、贈与等による収入」に該当することから、収入認定の対象となるものである。

したがって、本件借入金及び本件送金は、いずれも生活保護法（以下「法」という。）第63条に規定する資力に該当するものであり、その範囲内で支給済保護費の返還を求めた原処分に違法又は不当な点はない。

(2) 処分庁は、請求人に対し、借入金も収入に含まれる旨を、保護開始時に「生活保護のしおり」を用いて説明し、その後も「生活保護のしおり」を郵送して教示している。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適

正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 保護の処理基準において、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額については、収入として認定しないこととされ、具体的には、就学資金にあつては、当該処理基準に掲げるもののいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであつて現実に当該貸付けの趣旨に即して使用されているものに限るとされている。そうすると、本件借入金は、長女の就学資金に充てられたことが認められるものの、当該処理基準に掲げる要件には該当しないことから、収入認定の対象になると解され、処分庁が本件借入金を法第63条に規定する資力と判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

また、本件送金について、請求人は、請求人が立て替えた長女の入学金等の返済分であることを裏付ける証拠を一切示していないことから、本件送金を請求人が立て替えた支出の弁済を受けたものと認めることはできない。そして、仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、全て収入として認定することとされており、また、本件送金により請求人の資産が増加しているのであるから、処分庁が本件送金を同条に規定する資力と判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件借入金及び本件送金を同条に規定する資力と判断し、これらの合計額に相当する支給済保護費を同条の規定に基づく返還額とした原処分は、違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年1月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日及び同年2月2日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされ

ており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。かかる基準によれば、他からの仕送り等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、全て収入として認定することとされており、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額については、収入として認定しないこととされ、具体的には、就学資金にあつては、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに必要な最小限度の額並びに大学等への就学のため、世帯分離又は大学等への就学に当たり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用に充てるための貸付資金のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであつて現実に当該貸付けの趣旨に即して使用されているものに限るとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、本件借入金及び本件送金の合計額に相当する支給済保護費について、同条の規定に基づく返還額とする原処分を行ったことが認められる。

この点に関し、前記の保護の処理基準によると、借入金は、他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額（大学等への就学に当たり居住を別にすることが見込まれる世帯について、大学等への就学後に要する費用に充てるための貸付資金等）を除き、収入として認定することとされているところ、本件借入金は、世帯を異にする長女の就学費として借り入れられたものであるため、当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額とはいえないことから、収入として認定するほかない。

他方、請求人は、処分庁の職員に対し、本件送金は請求人が立て替えた入学金等の返済分として長女から送金されたものである旨の説明をしたことが認められるが、請求人は、この説明を裏付ける証拠を一切示していないことから、本件送金は、請求人が立て替えたものと認めることはできない。そして、仕送り等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは全て収入として認定すること及び本件送金により請求人の資産が増加していることから、処分庁が本件送金を同条に規定する資力と判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件借入金及び本件送金を同条に規定する資力と判断し、これらの合計額に相当する支給済保護費を同条の規定に基づく返還額とした原処分

に、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、処分庁の職員から、借入れをしてはいけないということは一切聞いていなかったため、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、処分庁が提出した証拠によれば、請求人が本件借入金を受領する前に、処分庁の職員は、請求人に対し、収入には借金も含まれる旨を教示していることが認められることから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、本件借入金は長女の入学金等のために借り入れられたものであるという事情に鑑み、処分庁は、本件返還を求めるに当たり、返還の期間について最大限配慮すべきものとする。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子